

議第二十五号

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

第七条第二項第三号及び第六十七条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項ただし書中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提 案 説 明

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。